

鳥取市渇水対策等緊急事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市渇水対策等緊急事業補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、渇水による干ばつ被害を未然に防止するための対策を実施した農業者の負担軽減を図ることを目的として交付する。

(補助対象事業)

第3条 本補助金の交付の対象となる事業は、別表第1欄に掲げる事業とする。

2 本補助金の対象となる事業は、令和7年7月15日から同年9月30日までに実施されたものに限る。

(補助対象者)

第4条 本補助金の交付の対象となる者は、別表第2欄に掲げる者とする。ただし、本市に在住し、又は所在地を置くものに限る。

(補助対象経費)

第5条 本補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表第3欄に掲げる経費とする。ただし、仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。

(事業の実施基準)

第6条 この事業は、気象庁鳥取地方気象台が管理する市内の観測所において、連続干天日数（日雨量5ミリメートル未満の干天日）が20日以上である地域、30日間の総雨量が100ミリメートル未満である地域又は水利を管理する必要があると市長が認めた地域において、農作物が作付不能若しくは枯死のおそれがあると市長が認めた場合に実施する。

(交付申請等)

第7条 本補助金は、規則第11条の2に規定する市長が別に定める場合とし、規則第4条に規定する申請及び規則第11条に規定する請求に関する手続を併合して行うこととし、本補助金の交付申請及び請求（以下「交付申請等」という。）に係る申請書は、様式第1号によるものとする。この場合に

において、本補助金の請求は、本補助金の交付決定がされた場合に、当該交付決定日になされたものとみなす。

- 2 規則第4条の規定による本補助金の交付申請等は、市長が別に定める日までに行わなければならない。
- 3 交付申請等に当たり、仕入控除税額がその時点で明らかになっている場合は、補助対象経費からその額を控除して交付申請等を行わなければならない。ただし、免税事業者、簡易課税事業者、特定収入割合が5パーセントを超えている公益法人等（消費税法別表第3に掲げる法人及び同法第2条第7項に規定する人格のない社団等をいう。）であるとき又は仕入控除税額が明らかでない場合は、第5条ただし書の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額について次条第1項の規定により算定した額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請等を行うことができる。

（補助金の額の算定）

第8条 本補助金は、補助対象経費に別表第4欄に掲げる補助率を乗じて得た額で算定し、予算の範囲内で交付する。

- 2 市長は、前条第3項の規定による交付申請等を受けたときは、第5条ただし書の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定を行うことができる。この場合において、仕入控除税額が明らかになったときは、速やかに、交付決定に係る本補助金の額から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

（補助事業の着手等）

第9条 本補助金の交付に係る事業は、規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合とし、同項に定める着手届の提出を要しないものとする。

（実績報告）

第10条 本補助金の交付に係る事業は、規則第12条ただし書きに規定する市長が指定する補助事業等とし、同条に規定する実績報告書の提出は、要しないものとする。

- 2 補助事業者は、交付申請等の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が交付決定に係る仕入控除税額を超えるときは、様式第2号により速やかに市長に報告し、市長の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を市に返還しなければならない。

（処分を制限する財産）

第11条 規則第16条ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、市長が別に定める期間）とする。

- 2 規則第16条第4号の市長が定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

（1）取得価格又は効用の増加額が50万円以上の機械及び器具

(2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして市長が別に定めるもの

(収益納付)

第12条 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、本補助金の交付に係る事業により補助事業者が取得し、又は効用の増加した財産を処分したことにより収入があったときは、当該収入があった日から5日以内に、市長にその旨を報告しなければならない。

2 前項の場合において、市長がその全部又は一部に相当する額を市に納付するよう指示したときは、補助事業者は、これに従わなければならない。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか本補助金について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年9月26日から施行し、令和7年7月15日以降の渇水対策から適用する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

3 この要綱の失効前に、この要綱の規定に基づき交付の決定を受けた補助対象事業については、なお従前の例による。

別表1（第3条、第4条、第5条、第7条関係）

1 補助対象事業	2 補助対象者	3 補助対象経費	4 補助率	5 摘要
かん水用機械 設置等事業	生産者（2者以 上）、農業法人、 生産者組織	用水量確保のためのポンプ又はタンク 等の購入及び借上げ並びにポンプ車等 の運転に係る経費（仕入控除税額を除い た金額。）とし、それぞれ次の金額を上 限とする。また、各補助対象経費の合計 額の上限を100千円とする。 (1) ポンプ車等借上 事業に要した経費 (2) ポンプ借上 事業に要した経費 （稼働に伴う発電機借上含む。） (3) ポンプ購入 100千円／台 (4) ホース購入 20千円／本・巻 (5) ポリタンク購入 40千円／台	購入：1/2 以内 借上：2/3 以内	補助金の算 出において、 事業種目ご とに千円未 満の端数が 生じるとき は、これを切 り捨てる。

備考 補助対象者は、鳥取市農業再生協議会水田収益力強化ビジョンに登録のある園芸品目において、市内生産組合等に加盟している農業者とし、補助対象経費は該当する園芸品目の農地への用水確保等にかかる経費とする。

様式第1号（第7条関係）

渇水対策等緊急事業補助金交付申請書兼請求書

鳥取市渇水対策等緊急事業補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請し、併せて、交付決定後は交付決定額を請求します。

令和7年 月 日

鳥取市長 深澤 義彦 様

（ 令和7年度 ）

1 申請者	住 所				
	氏 名 (名称、代表者)	電話番号 - -			
2 補助事業の目的	干ばつ被害の未然防止に向けた渇水対策				
3 補助事業の内容					
4 交付申請・請求額	円	5 完了年月日	年	月	日
6 交付申請額の算出基礎	【別紙2】渇水対策等緊急事業積算表のとおり				
7 補助事業費の内訳	収入		支出		
	項目	金額（円）	項目	金額（円）	備考
	市補助金		燃料費		
	自己負担額		借上料（リース）		
			購入費		
	計		計		
8 添付書類	①位置図 ②事業内容及び事業量がわかる書類 ③状況写真 ④経費の支払を証明する書類（請求書、納品書等のいずれか）				

交付決定された場合は、補助金等を次の金融機関に口座振込することを申出します。

金融機関名	(銀行・信用組合・金庫・農協)				(本店・支店・支所)
フリガナ		口座番号	普通 当座	No,	
口座名義					

様式第1号 別紙1 (第7条関係)

令和7年度渇水対策等緊急事業計画調書

鳥取市長 様

(事業施行者)

令和7年度渇水対策等緊急事業に係る計画調書について本書のとおり提出します。

1 団体名 (団体の場合は記入) _____

2 代表者名 _____

3 応急対策を実施した場所と対象作物
(代表農地の住所) _____

(給水面積) _____ ha、(給水人数) _____ 人、(対象作物) _____

(注) 応急対策により給水した農地面積及び給水を受けた者の人数を記載してください。

(注) 対象作物は給水した農地で作付けされている作物 (複数ある場合は代表) を記入してください。

4 取組の実施期間 令和 7年 月 日から令和 7年 月 日まで
令和 7年 月 日から令和 7年 月 日まで
令和 7年 月 日から令和 7年 月 日まで

5 渇水の概要

当てはまるものにチェックを入れてください。

- 河川水位が低く十分な農業用水の取水ができなくなった。
 水源 (ため池、沢等) の水が枯渇して十分な農業用水の確保ができなくなった。
 その他
()

6 取組内容

当てはまるものにチェックを入れ、ポンプについては該当するものに○をしてください。

- ポンプによる農業用水確保 (リース ・ 購入 ・ 所有物)
 給水車等による農業用水確保
 その他の取組による農業用水確保
()

7 取組に要した費用 _____ 円

記載された金額が証明できるもの (領収書等) と併せて取組状況写真を提出してください。

渇水対策等緊急事業積算表

事業種目	数量 ①	単価 ②	上限単価 ③	補助対象単価 ④=②又は③の いずれか低い額	補助対象金額 ⑤=①×④	補助率 ⑥	交付申請額 ⑦=⑤×⑥
かん水用機械 設置等事業 (仕入控除税額を 除く)	ポンプ車等借上	日	—			2/3	
	ポンプ借上	日	—			2/3	
	ポンプ購入	台	100,000円/台			1/2	
	ホース購入	本・巻	20,000円/本・巻			1/2	
	ポリタンク購入	台	40,000円/台			1/2	
	その他資材購入	一式	—			1/2	
小 計							
合 計							

※欄の金額に1,000円未満の端数が生じる場合は1,000円未満の端数は切り捨てる

申請者